

◆平成25年9月1日から、入札制度の一部見直しが実施されます。

本町の公共工事における入札制度については、平成24年4月1日より条件付き一般競争入札の試行導入を柱とする見直しを実施し、入札手続きにおける透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保に取り組んでまいりました。

見直しがなされて1年余りが経過し、制度として一定の定着が図られながらも、現行制度では十分に対応しきれていない部分も出てきています。

そこで、地域の実情に合った入札事務の適正化を図ることを目的に公共工事入札制度の見直しについて検討を進めてきた結果、以下の点について見直しを実施することになりました。

①低入札価格調査制度の見直し

過度の価格競争は公共工事の品質や安全の確保に支障をきたし、建設業の健全な発展を阻害する恐れがあることから、歯止めをかけるための対策として、前回の改正では現行の低入札価格調査制度を維持しながら調査基準価格と失格数値基準の引き上げを行いました。しかし、依然として調査基準価格を下回る入札がある状況が続いていることから、県内の各自治体の取り組みを参考に検討した結果、調査基準価格（適正化事務取扱規程13条3項）を現行の80%から90%へ引上げることとします。なお、失格数値基準（適正化事務取扱規程18条2項）は現行（直接工事費80%共通仮設費80%現場管理費75%一般管理費50%）のまま据え置くこととし、平成25年9月1日以降に執行される公共工事の入札から適用いたします。

②予定価格の設定について

本町における予定価格の設定についてはこれまで、落札率の高止まりに対応する方策として設計価格に対する一定の減額を考慮しておりましたがこれを改め、予定価格＝設計価格といたします。なお、平成25年9月1日以降に執行される入札から適用するものとし、その範囲は公共工事に限らずすべての入札を対象といたします。

○ 問合せ先：総務課財政係 ○TEL：0234-72-5880

○ E-MAIL：yuzamati@town.yuza.yamagata.jp